

浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準

(別紙基準5) 1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設(顧客児童限定保育施設)

○目的とする業務

- ・児童福祉法第6条の3第10項に規定する業務
- ・児童福祉法第39条第1項に規定する業務

○浜松市認可外保育施設設備運営基準において、用語の定義は次の通りである。

- ・法 : 児童福祉法
- ・省令 : 児童福祉法施行規則
- ・市要綱 : 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱
- ・準用基準 : 別紙基準1…浜松市認可外保育施設設備運営基準の別紙基準1
: 別紙基準3…浜松市認可外保育施設設備運営基準の別紙基準3

○浜松市認可外保育施設設備運営基準と参考通知との関連性は、次の通りである。

	参考通知	該当項目
参考通知	「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年3月29日雇児発第177号)の別添	・第1 保育に従事する者の数及び資格 ・第2 保育室等の構造、設備及び面積 ・第3 非常災害に対する措置 ・第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 ・第5 保育内容 ・第6 給食 ・第7 健康管理・安全確保 ・第8 利用者への情報提供 ・第9 備える帳簿等
	「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日雇児発第0121002号)の別表	

項目	指導監査における視点			備考	
	指導事項	指導区分			
		口頭指導	文書指導		
<p>1 保育に従事する者の数</p> <p>○乳児 3人につき1人以上</p> <p>○幼児 ・1、2歳児 6人につき1人以上 ・3歳児 20人につき1人以上 ・4歳児以上 30人につき1人以上</p> <p>(※1)以下、乳児及び幼児を総称する場合は、「乳幼児」とする。</p> <p>[考え方]</p> <p>・ここでいう保育に従事する者は、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなす。）として上記の人数を確保すること。なお、勤務時間は労働基準法の休憩時間中の保育に従事する者を除いた人数とすること。</p> <p>・主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては当該時間）については、必要数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については延長保育に準じ常時複数の保育従事者が配置されることとするものであること。</p> <p>・保育に従事する者の数に係る乳幼児の年齢については、年度の初日の前日（3月31日）を基準日として考えること。</p> <p>・6人以上19人以下の施設において、保育従事者が複数配置されていない時間帯は必要最小限とする必要があるが、必要最小限の時間帯を判断するに当たって、例えば睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことや他の職員の配置等による安全面の配慮などを踏まえ、個別に適切に判断される必要がある。</p> <p>・食事の世話など特に児童一人一人に適切な援助が必要な時間帯については、乳幼児の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。</p>	<p>保育に従事する者の必要数の算出</p> <p>[留意点]</p> <p>・以下、必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下は切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。</p> <p>a 乳幼児数に対する保育に従事する者の数</p> <p>b 常時、保育に従事する者が、複数配置されているか。また、主たる開所時間を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しているか。</p>	<p>(a) 主たる開所時間において、乳幼児数に対して保育に従事する者が不足している。</p> <p>◆保育に従事する者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。</p> <p>(b) 契約乳幼児の在籍時間帯に保育に従事する者が1人勤務の時間帯がある。ただし、主たる開所時間を超える時間帯について、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除く。</p> <p>また、1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設については、複数の乳児を保育する時間帯を除き、保育に従事する者が1人となる時間帯を最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、常時、2人以上の保育に従事する者を配置しないことができる。</p>	<p>—</p> <p>—</p>	<p>○</p> <p>○</p>	<p>別紙基準1</p>

項目	指導監査における視点				備考
	指導事項	指導区分		準用基準	
		口頭指導	文書指導		
<p>2 保育に従事する者の有資格者の数</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここでいう有資格者は、保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者をいう。 ・常時、保育士又は看護師の資格を有する者が1人以上配置されていることが望ましい。 ・保育に従事する者の全てについて、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。 ・保育士又は看護師の資格を有しない保育に従事する者については、一定の研修受講を推奨することが望ましい。 	<p>有資格者の数が保育に従事する者の必要数の3分の1（保育に従事する者が2人の施設又は1のbにより1人が配置されている時間帯については1人）以上いるか。</p> <p>a 乳幼児数に対する有資格者の数</p>	<p>(a) 乳幼児数に対する保育に従事する者数について、有資格者が不足している。</p> <p>◆有資格者が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。</p>	—	○	別紙基準1
<p>3 保育士の名称</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。 ・事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。 	<p>a 保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していないか。</p>	<p>(a) 左記の事項につき、違反がある。</p>	—	○	別紙基準1・3
<p>4 保育士特定登録取消者管理システムでの確認</p>	<p>a 保育士を任命し、又は雇用しようとするときに、保育士特定登録取消者管理システムにおいて、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録が取り消された者等であるかの確認を行っているか。</p>	<p>(a) 左記の事項につき、違反がある。</p>	○	—	

項目		指導監査における視点			備考			
		指導事項	指導区分					
			口頭指導	文書指導				
第2 保育室等の構造、設備及び面積	<p>1 保育室(※2)の面積 (※2)保育室は、乳幼児の保育を行う部屋である。</p> <p>[考え方] ・保育室面積とは、当該保育施設において、保育室として使用している部屋の面積。調理室や便所、浴室等は含まないこと。</p>	<p>保育室の面積は、乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されているか。</p> <p>a 乳幼児数についての1人当たりの面積</p>	<p>(a) 不足している。</p> <p>◆乳幼児数に対して保育室面積が不足するような場合には、乳幼児の受入を断るよう指導を行うこと。</p>	—	○	別紙基準1		
	<p>2 調理室(※3)の有無 (※3)調理設備を含むものとする。</p> <p>[考え方] ・給食を施設外で調理している場合、家庭からの弁当の持参を行っている場合等は、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有していることが求められる。</p> <p>・調理室は、保育室と簡単に入出りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。</p>	<p>a 調理室は、当該施設内にあつて専用のものであるか。又は、施設外共同使用であるが、必要な時に利用できるか。</p> <p>b 調理室は、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されているか。 [留意点] ・調理機能のみを有している場合にあつても、衛生や乳幼児の安全が十分確保される状態となっていること。</p>	<p>(a) 調理室がない。 (施設外調理等の場合にあつては必要な調理機能)</p> <p>(b) 調理室と保育室の区画等がされていない。 (調理機能のみを有している場合は、衛生や安全が十分確保されていない。)</p> <p>(c) 区画はあるが、扉が閉められていない等、運用面の注意を要する。</p> <p>(d) 衛生的な状態が保たれていない。</p> <p>◆原則として、文書指導とするが、清掃方法の見直し等軽微な改善指導については、口頭指導としてよい。</p>	—	○		—	○
	<p>3 1歳未満児とその他の幼児の保育場所とが区画されかつ安全性が確保</p> <p>[考え方] ・事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすること。やむを得ず部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス等で区画すること。</p>	<p>a 1歳未満児の保育を行う場所とその他の幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすること。部屋を別にできない場合は、ベビーフェンス、ベビーベッド等で区画すること。</p>	<p>(a) 区画されていない。(保育場所が別の部屋にない、又はベビーフェンス、ベビーベッド等の区画がない。)</p> <p>(b) 区画が不十分(ベビーフェンス等があつても、十分活用されていない。)</p>	—	○		○	—

項目	指導監査における視点				備考	
	指導事項	指導区分		準用基準		
		口頭指導	文書指導			
第2 保育室等の構造、設備及び面積	4 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保 〔考え方〕 ・乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。	a 採光が確保されているか。	(a) 窓等採光に有効な開口部がない。 (建築基準法第28条第1項及び建築基準法施行令第19条の規定(認可保育所の保育室の採光)に準じ、窓等採光に有効な開口部の面積が床面積の5分の1以上であることが望ましい。)	—	○	別紙基準1
	b 換気が確保されているか。	(b) 窓等換気に有効な開口部がない。 (建築基準法第28条第2項の規定(居室の換気)に準じ、窓等換気に有効な開口部の面積が床面積の20分の1以上であるか、これに相当する換気設備があることが望ましい。)	—	○		
	c 乳幼児用ベッドの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせていないか。	(c) 同一の乳幼児用ベッドに2人以上の乳幼児を寝かせることがある。	—	○		
5 便所 (1) 便所の手洗設備 便所と保育室及び調理室との区画 便所の安全な使用の確保 〔考え方〕 ・衛生面や安全面の観点から、便所と保育室及び調理室との区画は、基本的に壁で仕切られている必要がある。 ・原則として便所専用の手洗設備が必要となるが、施設の構造上やむを得ない場合に便所の近くに設置され、便所と手洗設備との動線上、保育や児童の環境衛生に問題がないとみなせる場所にある手洗設備を代替措置として便所専用とみなすことも可能。	a 便所用の手洗設備が設けられているだけでなく、衛生的に管理されているか。	(a) 便所用の手洗設備が設けられていない。	—	○		
	b 便所は、乳幼児が安全に使用するのに適当なものであるか。	(b) 手洗設備が不衛生(十分に清掃がなされていない、石けんがないなど。)	○	—		
	c 便所は、保育室及び調理室と区画され衛生上問題がないか。	(c) 便所が、保育室及び調理室と区画されていない。	—	○		
	(d) 便所の安全面が配慮されていない。(例、便座からの転倒、掃除用洗剤、床の滑り等)	○	—			
	(e) 便所が不衛生(十分に清掃がなされていない。)	○	—			
(2) 便器の数	a 便器の数が、幼児20人につき1以上であるか。 〔留意点〕 ・特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使用しても必要数を確保でき、衛生上問題ないこと。	(a) 基準より便器の数が不足している。	—	○		

項目		指導監査における視点			備考	
		指導事項	指導区分			
			口頭指導	文書指導		
第3 非常災害 に対する 措置	1 設備の設置	a 消火用具(※4)が設置されているか。 (※4)火災報知器、消火器等のこと	(a) 消火用具(火災報知器及び消火器など)がない又は消火用具(火災報知器及び消火器など)の機能失効。	—	○	別紙基準 1
		b 全ての職員が消火用具(火災報知器及び消火器など)の設置場所及びその使用方法を知っているか。	(b) 消火用具(火災報知器及び消火器など)の設置場所等につき、周知されていない。	○	—	
	(2) 非常口の設置	a 非常口(玄関とは別の勝手口など)は、火災等非常時に乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 [留意点] ・保育室を2階以上に設ける施設については、浜松市認可外保育施設設備運営基準第4により評価を行うものとする。	(a) 保育室を1階に設けているが、適切な退避用経路がない。	—	○	
	2 訓練の実施	a 【30人以上の施設】 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 [留意点] ・消防法上30人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。30人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。 ・消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。 【30人未満の施設】 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担等が記された計画が策定されているか。 [留意点] ・消防計画が作成されている場合は消防計画で可能。	【30人以上の施設】 (a) 具体的計画(消防計画)を作成、届出をしていない。 (b) 具体的計画(消防計画)の内容が不十分。 【30人未満の施設】 (c) 具体的計画を作成していない。 (d) 具体的計画の内容が不十分。	—	○	
	(1) 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定			○	—	
	[考え方] ・火災や地震などの災害の発生に備え、施設・設備の安全確保とともに、緊急時の対応や職員の役割分担、避難訓練の実施、保護者との連絡体制や引き渡し方法等に関する具体的計画(消防計画・マニュアル等)を作成すること。 (保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)第3章4節「災害への備え」参照)			—	○	

項目	指導監査における視点				備考	
	指導事項	指導区分		準用基準		
		口頭指導	文書指導			
第3 非常災害に対する措置	<p>・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3参照）</p>	<p>b 防火管理者の選任、届出が行われているか。 〔留意点〕</p> <p>・認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、30人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。30人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。</p>	(e) 30人以上の施設であって選任、届出をしていない。	—	○	別紙基準1
	<p>・感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第10条参照）</p> <p>・業務継続計画の策定にあたっては、「認可外保育施設における業務継続計画等について」（令和4年事務連絡）を参考にすること。</p>	<p>c 業務継続計画が策定されているか。 〔留意点〕</p> <p>・「認可外保育施設における業務継続計画等について」（令和4年12月26日厚生労働省事務連絡）における努力義務事項として規定されている。</p>	(f) 策定されていない。 ◆努力義務事項のため、指導事項にしないものとする。	—	—	
	<p>（2）非常災害に対する避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施</p> <p>〔考え方〕 非常災害に対する避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</p>	<p>a 訓練は毎月定期的に行われているか。 〔留意点〕</p> <p>・訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。</p>	<p>(a) 訓練が1年以内に1回も実施されていない。</p> <p>(b) 訓練が毎月実施されている状況にない。</p>	—	○	

項目	指導監査における視点				備考 準用基準				
	指導事項	指導区分							
		口頭指導	文書指導						
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 1 保育室が2階の場合の条件 [考え方] ・災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。 ・避難に適した常用、避難用の施設又は設備については、乳幼児の避難に適した構造のものであれば、ビルの一室を借用する場合等は他の入居者と共用することは差し支えない。	a 保育室その他乳幼児が入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。	(a) 転落防止設備がない。	—	○	別紙基準1				
	b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。 なお、保育室を2階に設ける建物が右記イ及びロのいずれも満たさない場合においては、浜松市認可外保育施設設備運営基準第3に規定する設備の設置(※5)及び訓練の実施に特に留意すること。 (※5)「指導基準第3に規定する設備」とは、非常口(玄関とは別の勝手口など)、消火用具を指し、その両方が原則2階にあるかどうかで判断すること。 [留意点] ・保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。	(b) 下記のイ及びロのいずれも満たしておらず、かつ、浜松市認可外保育施設設備運営基準第3に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。 イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。 ロ 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備(乳幼児の避難に適した構造のものに限る。)がそれぞれ1以上設けられていること。	—	—		○			
	<table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>① 屋内階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	① 屋内階段 ② 屋外階段	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段				
常用	① 屋内階段 ② 屋外階段								
避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 待避上有効なバルコニー ③ 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ④ 屋外階段								
※ 避難用の区分のうち、「②待避上有効なバルコニー」とは、以下の要件を満たすものとする。 ① バルコニーの床は準耐火構造とする。 ② バルコニーは十分に外気に開放されていること。 ③ バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。 ④ 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。 ⑤ その階の保育室の面積の概ね8分の1以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。 なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。 ○ 屋外傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。 ○ 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講ずること。 ○ 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階)と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。									

項目	指導監査における視点				備考 準用基準					
	指導事項	指導区分								
		口頭指導	文書指導							
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件 2 保育室が3階の場合の条件 [考え方] ・当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区画については、建築基準法施行令第112条第13項に基づき設置すること。 ・避難に適した常用、避難用の施設又は設備については、乳幼児の避難に適した構造のものであれば、ビルの一室を借用する場合等は他の入居者と共用することは差し支えない。 ・スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のものを設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。 ・調理用器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。	a 耐火建築物であるか。	(a) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。 (準耐火建築物は不可)	—	○	別紙基準1					
	b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	(b) 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。	—	○						
	<table border="1"> <tr> <td>常用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段</td> </tr> </table>	常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段	避難用		① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段				
	常用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 屋外階段								
	避難用	① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段								
c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか。	(c) 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。	—	○							
d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。	(d) 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ① 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパー(※6)が設けられている。 ② 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 ③ 調理室において調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	—	○							
e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	(e) 左記eを満たしていない。	—	○							

項目		指導監査における視点			備考	
		指導事項	指導区分			
			口頭指導	文書指導		
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	[考え方] ・防災物品の表示方法（消防法第8条の3） 防火対象物において使用する防災対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。	f 保育室その他乳幼児が入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	(f) 転落防止設備がない。	—	○	別紙基準1
		g 以下のいずれも設けられている。 ①非常警報器具(※7)又は非常警報設備(※8) ②消防機関への通報設備（電話で可） (※7)非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 (※8)非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	(g) 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	○	—	
		h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理されているか。	(h) 左記gを満たしていない。	—	○	
		h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理されているか。	(i) 左記hを満たしていない。 （防災物品の表示にも努めること。）	—	○	



項目	指導監査における視点				備考
	指導事項	指導区分		準用基準	
		口頭指導	文書指導		
<p>3 保育室が4階以上の場合の条件</p> <p>〔考え方〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難に適した常用、避難用の施設又は設備については、乳幼児の避難に適した構造のものであれば、ビルの一室を借用する場合等は他の入居者と共用することは差し支えない。 建築基準法施行令第123条第3項2号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。 建築基準法施行令第129条の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合又は同令第129条の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合は、同令第129条第1項又は129条の2第1項の規定により、同令の諸規定が適用除外となるが、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。 4階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。 	a 耐火建築物であるか。	(a) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可）	—	○	別紙基準1
	b 乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	(b) 下表の左欄に掲げる区分ごとに、右欄に掲げる施設又は設備（乳幼児の避難に適した構造のものに限る。）がそれぞれ1以上設けられていない。	—	○	
	常用	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ② 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 			
	避難用	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段 			
	c 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内にあるか	(c) 避難に適した構造の施設又は設備は保育室の各部分から歩行距離30m以内でない。	—	○	

項目		指導監査における視点			備考
		指導事項	指導区分		
			口頭指導	文書指導	
第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	d 調理室は床又は壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 (※9)ダンパー：ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。	(d) 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 ①保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパー(※9)が設けられている。 ②調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられている。 ③調理室において調理用器具の種類に応じた有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	—	○	別紙基準1
	e 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	(e) 左記 e を満たしていない。	—	○	
	f 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	(f) 転落防止設備がない。 (g) 転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	—	○	
	g 以下のいずれも設けられている。 ①非常警報器具(※10)又は非常警報設備(※11) ②消防機関への通報設備(電話で可) (※10)非常警報器具：警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 (※11)非常警報設備：非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	(h) 左記 g を満たしていない。	—	○	
	h カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理されているか。	(i) 左記 h を満たしていない。 (防火物品の表示にも努めること。)	—	○	

項目	指導監査における視点				備考
	指導事項	指導区分		準用基準	
		口頭指導	文書指導		
第5 保育内容	<p>※各時期の保育上の主な留意事項</p> <p>[乳児（1歳未満児）]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことを理解し、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について適切な判断に基づく保健的な対応を行っているか。 ・ 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期であることを踏まえ、情緒の安定と歩行や言葉の獲得に向けた援助を行っているか。 ・ 一人一人の生理的・心理的欲求を感性豊かに受け止め、愛情を込めて優しく体と言葉で応答するよう努めているか。 <p>[1歳以上3歳未満児]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に感染症にかかりやすい時期であることを理解し、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけているか。 ・ 自我が形成され、児童が自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、愛情豊かに応答的に関わるよう努めているか。 ・ 身体的な機能や基本的な運動機能が発達するとともに、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになり、自分でできることが増えてくる時期であることを踏まえ、乳幼児の生活の安定を図りながら、自分であろうとする気持ちや自発的な活動を尊重しているか。 ・ 一人一人が探索活動を十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れたり、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるよう、模倣やごっこ遊びの中で保育従事者が仲立ちをしたりするなど、乳幼児の心身の発達に必要な体験が得られるよう適切に援助しているか。 <p>[3歳以上児]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この時期に見られる、運動機能の発達や基本的な生活習慣の形成、言葉の理解、知的興味や関心の高まり、仲間の中の一人という自覚、集団的な遊びや協同的な活動などを踏まえて、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、以下のことに留意しながら、一人一人の実態に即して適切に援助しているか。 <p>(3歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であることを踏まえ、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させること。 <p>(4歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期であることを踏まえ、児童の心の動きを保育従事者が十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むこと。 <p>(5歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期であることを踏まえ、保育従事者が児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持つことにより、児童の発達に必要な豊かな体験が得られること。 <p>(6歳児)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくるとともに、集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなることを踏まえ、様々な環境を設定し、遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるようにすること。 				

別紙基準
1・3

項目	指導監査における視点				備考
	指導事項	指導区分		準用基準	
		口頭指導	文書指導		
2 保育に従事する者の保育姿勢等 (1) 保育に従事する者の人間性と専門性の向上 [考え方] ・設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。	a 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。	○	—	別紙基準3	
	b 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図っているか。 c 保育に従事する者について、研修計画を作成し、一定の研修受講の機会又は施設内研修等の場を設けているか。	○	—		
(2) 乳幼児の人権に対する十分な配慮 [考え方] ・しつげと称するか否かを問わず乳幼児に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。 ・不適切な保育の防止について以下を参考にすること。 ①「保育所等における虐待等に関する対応について」（令和4年12月7日厚生労働省・内閣府事務連絡） ②「不適切な保育の未然防止の徹底について」（令和4年12月6日こ未第698号） ③「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」（令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「不適切保育に関する対応について」事業報告書（別添）） ④保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト（平成29年3月作成、平成30年4月一部改訂全国保育士会） ⑤昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について（令和5年5月12日こ成保44・5文科初第420号）の別紙2「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」 ・虐待の行為類型 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待	a 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分な配慮がなされているか。	—	○	別紙基準1	
	b 以下のいずれかを実施しているか。 (1) 施設長や主任等の施設のリーダー層の意識の醸成と適切な対応を確認する都道府県等が実施する研修 (2) 保育従事者が子どもの人権・人格を尊重する適切な保育への理解を深め、認識を共有する施設内研修 (3) その他不適切な保育の未然防止となるもの	—	○		
	c 不適切な保育等が疑われる事案を把握した場合、状況を正確に把握した上で市長に情報提供・相談等をしているか。	—	○		

項目	指導監査における視点				備考
	指導事項	指導区分		準用基準	
		口頭指導	文書指導		
(3) 児童相談所等の専門的機関との連携	<p>a 利用乳幼児について、児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。</p> <p>[留意点] ・虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。</p>	(a) 虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。	—	○	別紙基準3
<p>3 保護者との連絡等</p> <p>(1) 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施</p> <p>[考え方] ・保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが乳幼児の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡し合うこと。</p>	<p>a 連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。</p>	(a) 可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。	○	—	
<p>(2) 保護者との緊急時の連絡体制</p> <p>[考え方] ・保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。</p>	<p>a 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育に従事する者が容易にわかるようにされているか。</p>	(a) 保護者の緊急連絡表が整備されていない。	—	○	
	<p>(3) 保育室の見学</p>	<p>a 保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応しているか。</p>	(a) 保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。	○	—

項目	指導監査における視点				備考
	指導事項	指導区分		準用基準	
		口頭指導	文書指導		
<p>第6 給食</p> <p>1 衛生管理の状況 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理</p> <p>〔考え方〕 ・「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月厚生労働省）、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」（平成31年4月厚生労働省）を参考にすること。</p> <p>・衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成29年6月16日生食発0616第1号）、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」（世界保健機関/国連食糧農業機関共同作成・2007年）を参考にすること。</p>	a 食器類やふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。また、哺乳ビンを使用するごとによく洗い、滅菌しているか。	(a) 使用することによく洗っていない。十分な殺菌又は滅菌が行われていない。	—	○	別紙基準1
	b 調理室が清潔に保たれているか。	(b) 汚れている。残飯等が放置されている。	—	○	
	c 調理方法が衛生的であるか。	(c) 不適切な事項がある。	○	—	
	d 配膳が衛生的であるか。				
	e 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育に従事する者の間で共用されていないか。	(d)（十分な消毒がなされずに）共用されることがある。	○	—	
	f 原材料、調理済み食品（持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む。）について腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。	(e) 冷凍・冷蔵設備がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。	—	○	
<p>2 食事内容等の状況 （1）乳幼児の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容</p> <p>〔考え方〕 ・家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。</p> <p>・アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示（※11）に基づき、適切な対応を行うこと。（※11）生活管理指導表等のこと</p> <p>（2）献立に従った調理</p> <p>〔考え方〕 ・独自で献立を作成することが困難な場合には、市等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。</p>	a 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。	(a) 配慮されていない。	—	○	別紙基準1
	b 健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容か。				
	〔市販の弁当等の場合〕 c 乳幼児に適した内容であるか。	(b) 配慮されていない。	—	○	
	d 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。	(c) 乳児に対する配慮が適切に行われていない。	—	○	
	a 食事摂取基準、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	(a) 献立が作成されていない。	—	○	別紙基準1
	(b) 献立に従った調理が適切に行われていないことがある。	○	—		

項目	指導監査における視点				備考	
	指導事項	指導区分		準用基準		
		口頭指導	文書指導			
1 乳幼児の健康状態の観察 預かり、引渡しの際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 預かりの際、健康状態(※12)の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 (※12)体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	(a) 十分な観察が行われていない。 (b) 保護者から報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けてない。	○	—	別紙基準3	
	b 引渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	(c) 十分な観察が行われていない。 (d) 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	○	—		
第7 健康管理・安全確保	2 乳幼児の健康診断	a 入所(利用開始)後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育に従事する者への周知が行われているか。	(a) 乳幼児の体質やかかりつけ医の確認をしていない。 (b) 緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 (c) 職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	—	○	別紙基準1
	3 職員の健康診断 [考え方] ・職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。 ・調理に携わる職員には調乳を行う職員が含まれる。 ・調理に携わる職員は、検便の結果が陰性であると判明した後から調理に携わることができる。	a 職員の健康診断を労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則に基づき採用時及び1年に1回実施しているか。	(a) 実施されていない。	—	○	
		b 調理に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。	(b) 実施されていない。 (c) 月1回の検便が実施されている状況にない。	—	○	

項目	指導監査における視点				備考
	指導事項	指導区分		準用基準	
		口頭指導	文書指導		
4 医薬品等の整備 [考え方] ・与薬については、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を参考にすること。	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 [留意点] ・最低限必要なもの：体温計、水まくら等、消毒薬、絆創膏類	(a) 左記の最低限必要な医薬品、医療品がない。	○	—	別紙基準1
	b 与薬が必要な乳幼児については保護者から受け取った与薬依頼票等に基づいて対応しているか。 [留意点] ・座薬を使用する場合には、かかりつけ医の具体的な指示書に基づき、慎重に取り扱う必要がある。	(b) 医師の指示に基づいた薬以外を与薬している。 (c) 与薬依頼票がない。 (d) 与薬依頼票に必要事項（医師名、薬の種類、具体的な内服方法等）が記されていない。 (e) 薬の保管が適切ではない。 (f) 誤与薬の防止対策（複数の保育士等で、重複与薬、人違い、与薬量の誤認、与薬忘れ等）がされていない。	—	○	
	5 感染症への対応 [考え方] ・本項に取り組むに当たっては、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（2018（平成30）年3月（2022（令和4）年10月一部改訂）厚生労働省）を参考にすること。	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	(a) 対応が適切ではない。	—	
	b 乳幼児が継続的に利用する時には、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面等の提出などについて、保護者の理解と協力を求めているか。	(b) 治癒の判断をもっぱら保護者に委ねている。	○	—	
	c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものが準備されているか。 [留意点] ・乳幼児や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。	(c) 共用している。	○	—	
第7 健康管理・安全確保					

項目	指導監査における視点				備考
	指導事項	指導区分		準用基準	
		口頭指導	文書指導		
<p>第7 健康管理・安全確保</p> <p>・安全管理については「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p> <p>・事故報告については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和5年12月14日こ成安第142号・5教参学第30号）を参照すること。</p> <p>・施設の安全確保については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省）を参考にすること。</p> <p>・園外活動を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月16日厚生労働省事務連絡）を踏まえて安全管理を徹底し、かつ、保護者の了承を得た上で、園外活動の実施を慎重に判断すること。</p> <p>・発生した全ての事故について、全職員に会議や研修の場等で定期的に情報共有及び要因分析をし、再発防止を徹底すること（ヒヤリ・ハットを含む。）。</p> <p>・児童の見落とし等の発生防止について「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」（令和4年4月11日厚生労働省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p>	<p>d 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）に対して適切な安全管理を図っているか。</p> <p>〔留意点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室だけでなく、乳幼児が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。 ・点検先は施設内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むこと。 	<p>(f) 設備等の点検を定期的実施し、文書として記録されていない。</p> <p>(g) 点検先が不十分である。</p> <p>(h) 点検結果にて改善すべき点が改善されていない。</p> <p>(i) 保育室だけでなく、児童の出入りする場所には危険物を置かない等の十分な配慮がされていない。</p> <p>(j) 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。</p> <p>(k) 転倒、落下防止等の措置がされていない。</p>	—	○	別紙基準1
	e プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	(l) 専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置していない。	○	—	
	f 児童の食事に関する情報や当日の子ども健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	<p>(m) 食物アレルギーについて利用開始前に確認していない。</p> <p>(n) 誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去することや、食物アレルギーのある子どもに配慮した食事の提供を行っていない。</p>	—	○	
	g 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を日々、実施しているか。	(o) 日々、点検が行われていない。	—	○	
			—	○	
			—	○	
			—	○	

項目		指導監査における視点				備考
		指導事項	指導区分		準用基準	
			口頭指導	文書指導		
第7 健康管理・安全確保	h 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備しているか。	(p) 囲障はあるが、施錠等が不十分。 (q) 不審者侵入防止用の設備の状況等を点検・確認していない。 (r) 様々な場面や時間帯を想定した不審者対応訓練を実施していない。 (s) 不審者への対処など防犯に係る安全確保に関し、職員の共通理解を図っていない。 (t) 不審者情報について、地域や関係機関等と連絡・情報交換・情報共有ができる体制づくりをしていない。	○	—	別紙基準1	
	i 児童の欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しているか。	(u) 保護者への速やかな確認を徹底していない。 (v) 職員間における情報共有を徹底していない。	—	○		
	j 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける児童の人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。	(w) 人数確認を徹底していない。	—	○		

項目		指導監査における視点				備考
		指導事項	指導区分		準用基準	
			口頭指導	文書指導		
第7 健康管理・安全確保	k 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	(x) 定期的な訓練が実施されていない。	—	○	別紙基準1	
	l 賠償責任保険に加入するなど、保育中の方が一の事故に備えているか。	(y) 賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えられていない。	—	○		
	m 事故発生時には速やかに当該事実を市長に報告しているか。	(z) 市要綱第18条第3項第1号アに基づく報告が行われていない。	—	○		
	n 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。	(aa) 事故が発生した施設において、当該事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録していない（ヒヤリ・ハットを含む。）。	—	○		
	o 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故が発生した要因の分析を行っているか（ヒヤリ・ハットを含む。）。	(ab) 発生した事故（児童の見落とし等を含む。）に対して、事故発生の原因分析を行っていない（ヒヤリ・ハットを含む。）。	—	○		
p 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	(ac) 死亡事故等の重大事故が発生した施設において、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置がとられていない。	—	○			

項目	指導監査における視点				備考
	指導事項	指導区分		準用基準	
		口頭指導	文書指導		
<p>8 児童の送迎等を目的とした自動車運行における安全確保</p> <p>〔考え方〕 ・児童の送迎を目的とした自動車の運行に係る安全管理については、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月12日内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省）、「静岡県教育・保育施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理指針」（令和4年10月静岡県）及び「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ取りまとめ）を参考にすること。</p> <p>・事故防止については「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」（令和3年8月25日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について」（令和4年9月6日厚生労働省・文部科学省・内閣府事務連絡）を参考にすること。</p>	<p>a 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。</p> <p>b 児童の送迎を目的とした自動車を運行する場合は、事故防止に努める観点から、以下の対策を講じているか。 ①運転手の他に職員が同乗する体制を作ることが望ましい ②乗降時に座席や人数の確認を行い、その内容を職員間で共有する</p> <p>c 児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止するための装置を備え、これを用いて所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行っているか。</p>	<p>(a) 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。</p> <p>(b) 事故防止のための左記②の対策を講じていない。 ◆左記①については指導事項としないものとする。</p> <p>(c) 当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置が備えられていない。</p> <p>(d) 児童の降車の際の確認にあたり、当該装置を用いていない。</p>	<p>—</p> <p>○</p> <p>—</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>—</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>別紙基準1</p>

項目		指導監査における視点			備考	
		指導事項	指導区分			
			口頭指導	文書指導		
第8 利用者への情報提供	1 施設及びサービスに関する内容の掲示 〔考え方〕 ・右記a～oのうち、市要綱別表2の変更届出事項に該当するものについては、届出内容と一致させること。	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 保育室の名称及び面積 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 g 顧客児童限定保育施設として一度に保育する最大の人数 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定 i 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 j 提携している医療機関の名称、所在地(※14)及び提携内容(提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨) k 緊急時等における対応方法 l 非常災害対策 m 虐待の防止のための措置に関する事項 n 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別(受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。) o 省令第49条の2第1号イに該当する乳幼児のみの保育を行う施設であること(※14)提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする	(a) 全く掲示されていない。 (b) 左記a～oの事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。 (c) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に関し、掲示が適切になされていない。 (d) 提供するサービスの内容及び利用料の変更に関し、保護者への説明がなされていない。	— ○ ○ ○	○ — — —	別紙基準1

項目	指導監査における視点				備考
	指導事項	指導区分		準用基準	
		口頭指導	文書指導		
<p>2 サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付</p> <p>〔考え方〕 ・右記 a～hのうち、市要綱別表2の変更届出事項に該当するものについては、届出内容と一致させること。</p>	<p>以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。</p> <p>a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地(※15)及び提携内容(提携している医療機関がない場合は、該当なしである旨) h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先</p> <p>(※15)提携する医療機関を病院等に所属しない個人の医師とする場合は、所在地は個人の住所の町字名までの記載を可とする</p> <p>〔留意点〕 ・あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。 ・契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応をとること。</p>	<p>(a) 書面等により交付されていない。</p> <p>(b) 左記 a～hの事項につき、交付内容が不十分。</p> <p>(c) 契約内容を変更する場合は、利用者に事前に説明する等、契約に応じて適切な対応がとられていない。</p>	—	○	別紙基準1
<p>3 サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明</p>	<p>a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。</p> <p>〔留意点〕 ・保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、市への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。</p>	<p>(a) 説明が行われていない。</p> <p>(b) 説明はされているが、内容が不十分。</p>	—	○	

第8 利用者への情報提供

項目		指導監査における視点			備考
		指導事項	指導区分		
			口頭指導	文書指導	
第9 備える帳簿等	1 職員に関する帳簿等の整備 [考え方] ・労働基準法第109条に規定する労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならないものであること。	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類(写)、採用年月日等が記載された帳簿があるか。 b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務(労働基準法第109条)	(a) 確認できる書類が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。 (c) 左記の帳簿の整備状況が不十分。	— ○ ○ — — ○	別紙基準3
	2 利用乳幼児に関する書類等の整備	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	(a) 確認できる書類が備えられていない。 (b) 整備内容が不十分。	— ○ ○ —	

項目	指導監査における視点				備考
	指導事項	指導区分		準用基準	
		口頭指導	文書指導		
1 変更の届出	a 市要綱第13条に基づき、市長に変更の届出が行われているか。 〔留意点〕 ・変更届出事項について、市要綱別表2を参照すること。	(a) 変更届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。	○	—	別紙基準3
2 休止又は再開の届出	a 市要綱第14条各項に基づき、市長に休止又は再開の届出が行われているか。	(a) 休止又は再開の届出事項に該当するにも関わらず、届出が行われていない。	○	—	
3 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告	a 市要綱第18条第3項ただし書に基づき、市長に事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告が行われているか。	(a) 事故等が生じた場合や長期滞在児童がいる場合の報告事項に該当するにも関わらず、報告が行われていない。	—	○	別紙基準1・3
4 記録の保存	a 市要綱第28条第3項に基づき、市へ届出又は報告した書類並びにこの浜松市認可外保育施設設備運営基準の「第9 備える帳簿等」に規定する必要な記録について、少なくとも1年間保存しているか。 ・労働基準法第109条に規定する労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならないものであること。	(a) 必要な記録が1年間保存されていない。	—	○	

第10 市要綱の規定